

## 料 金 表

令和5年1月1日から適用価格

## 〔1〕 設置負担金

項 目	摘 要	料金(税込)円
設置負担金	F T T Hアクセスサービス単独新規加入	<b>66,000</b>
	有線テレビジョン放送とF T T Hアクセスサービス同時新規加入	<b>66,000</b>
	既に有線テレビジョン放送受信契約がある場合のF T T Hアクセスサービス新規加入	<b>26,400</b>

## 〔2〕 基本利用料 (月額)

種 類	品 目	摘 要		料金(税込)円
		速 度 (上り/下り対称)	標 準 機 能	
F T T H ア ク セ ス サ ー ビ ス	1Gコース	1Gbps	<ul style="list-style-type: none"> <li>メールアドレス1個(容量30MB)</li> <li>セキュリティソフトサービス(カスペルスキー5台版)</li> <li>ホームページアドレス1個(容量50MB)</li> <li>動的グローバルIPアドレス1個</li> <li>ベストエフォート</li> </ul>	<b>7,150</b>
	100Mコース	100Mbps	<ul style="list-style-type: none"> <li>メールアドレス1個(容量30MB)</li> <li>セキュリティソフトサービス(カスペルスキー5台版)</li> </ul>	<b>4,400</b>
	30Mコース	30Mbps	<ul style="list-style-type: none"> <li>メールアドレス1個(容量50MB)</li> <li>動的グローバルIPアドレス1個</li> </ul>	<b>3,960</b>
	8Mコース	8Mbps	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライベートIPアドレス1個</li> </ul>	<b>3,410</b>
	1Mコース	1Mbps	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベストエフォート</li> </ul>	<b>1,430</b>
	ケーブルプラス電話	—	約款は別途記載(ケーブルプラス電話規約に準ずる)	<b>1,463</b>

## 〔3〕 付加機能使用料 (月額)

	付 加 機 能	料金(税込)円
1	固定グローバルIPアドレス(1個)	<b>550</b>
2	追加メールアドレス(1個)	<b>220</b>
3	ディスク容量追加(10MB)	<b>220</b>
4	セキュリティソフトサービス	<b>330~</b>
5	おたすけ電話サービス(リモートサポートサービス)	<b>660</b>
6	メール転送サービス	<b>無 料</b>
7	ウィルスメール駆除サービス ※メールのみのウィルスチェックサービスです。	<b>無 料</b>
8	迷惑メールチェックサービス	<b>無 料</b>
9	ウェブメールサービス	<b>無 料</b>

## 〔4〕 手続きに関する料金

	手 数 料 等	料金(税込)円
1	名義変更手数料	<b>1,100</b>
2	延滞の手続きに関する手数料	<b>110</b>
3	コース変更手数料 ※ただしコースアップの方は免除致します。	<b>2,200</b>
4	個人情報開示手数料(1情報主体について)	<b>1,100</b>

## 〔5〕 工事に関する費用

工 事 種 別	摘 要	料金(税込)円
設置場所変更工事負担金	引込線の移動を伴う場合 ※特殊工事、宅内工事を除きます。	<b>33,000</b>
宅 内 工 事 費	宅内工事(新規・変更)、現地確認、見積調査	<b>実 費</b>

# 料 金 表

(安来市F T T Hアクセスサービス)

## 第 1 章 通 則

### (料金の適用)

第 1 条 当社が提供する F T T Hアクセスサービスの料金は、設置負担金、利用料（D-O N U使用料を含みます。）、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める料金をいいます。以下同じとします。）に定めるところによります。

### (料金の変更)

第 2 条 当社は料金の変更等により、料金表を変更することがあります。  
2 当社が前項の料金を変更したときは、契約者に対しその内容を通知します。  
3 変更後の料金は、当社が前項の通知を発送した月の翌月から適用します。

### (料金の支払方法)

第 3 条 料金は、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関の口座引落し、クレジットカード又は振込みのいずれかの方法で支払っていただきます。  
2 請求書は初回及び金額に変更があった場合に発行し、それ以外は発行いたしません。  
3 領収書の発行は原則としていたしません。  
4 工事に関する費用は、当社又は当社が指定する者からの請求により前 3 項とは別に定める方法でお支払いいただきます。

### (設置負担金の返還)

第 4 条 当社は、解約時において設置負担金の返還を行いません。

### (延滞利息)

第 5 条 契約者は、指定された支払期日に入金のない場合、料金表に定める手数料を加算して支払って頂きます。

### (端数処理)

第 6 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

### (消費税)

第 7 条 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいただきます。

## 第 2 章 料 金

### (設置負担金)

第 8 条 F T T Hアクセスサービスの単独新規契約の設置負担金は、料金表に示すとおりです。  
2 すでに、当社と有線テレビジョン放送受信契約をしている場合の設置負担金は料金表に示すとおりです。  
3 新規に、有線テレビジョン放送受信契約と F T T Hアクセスサービス契約の同時契約の場合の設置負担金は料金表に示すとおりです。  
4 F T T Hアクセスサービス契約の後、有線テレビジョン放送の受信契約を行う場合、設置負担金は不要です。

### (利用料)

第 9 条 F T T Hアクセスサービスの基本利用料は料金表に示すとおりです。なお、D-O N Uの使用料はこの基本利用料に含みます。  
2 利用料は月額とします。

### (付加機能使用料等)

第 10 条 F T T Hアクセスサービスの基本利用に付加して、料金表に示す各種機能を付加して利用できます。このときの付加機能使用料は料金表に示すとおりです。  
2 付加機能使用料等は月額とします。

### (手続に関する料金)

第 11 条 名義変更手数料、延滞手数料、コース変更手数料、個人情報開示手数料等の手続に関する料金は料金表に示すとおりです。  
2 手続に関する料金は 1 件あたりとします。

### (工事に関する費用)

第 12 条 契約者の請求に基づく加入者回線を移転するための変更工事費は、料金表に示すとおりです。  
2 D-O N Uから端末装置（D-O N Uに接続されるパソコン等のデータ端末装置であって当社が設置した電気通信設備を除きます。）までの配線工事（以下「宅内工事」といいます。）費及び端末装置の設定費はこの料金表に含みません。  
3 宅内工事の変更工事費及び端末装置の設定の変更費は、この料金表に含みません。  
4 工事に関する費用は 1 件あたりとします。

### (登録料)

第 13 条 F T T Hアクセスサービスの加入にあたっての、ネットワーク登録に要する費用はありません。

### (解除料)

第 14 条 最低利用期間内に契約の解除又は利用の一時休止の請求があったときは、その請求の日の属する月の翌月から、最低利用期間の最終月までの料金をいただきます。